

不易と流行

法人税改革の火を消さないために

「時代を経ても変わらないもの」（不易）と
「時代とともに変化するもの」（流行）とが
緊張関係のもとで調和して、こそ新たな価値
が生み出される。

（松尾芭蕉）

中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

森信茂樹

なくなつた法人税引き下げ議論

維持していたドイツは、大連立政権のもとで一〇%実効税率を引き下げた。そのための財源は、法人税の課税ベースの拡大、つまり税収中立であるが、背景には、消費税率を三%引き上げ、財政再建のめどがついたという事情がある。

昨年末は燃え盛つた法人税改革議論が、すっかり議題から落ちてしまつた。不透明な政治情勢、財政再建への配慮、社会保険料負担との一体改革の必要性等々がその要因として考えられるが、この間、日米と並んで四〇%の実効税率を

でなく、わが国の企業立地競争力の低下を招いている。

その結果、わが国企業の、低税率国への付加価値・所得移転がすんだり、海外子会社での所得留保や本邦への還流が進まないという状況が生じつつある。また、欧米企業がわが国での事業展開に当たつてアジアの低税率国の拠点を通じて事業を行うというプランニングも増え、わ

が国の雇用や税収もその分失われている。つまり、高水準の法人実効税率がわが国の「立地としての国際競争力」をそこないつあるのである。

課税ベース拡大の選択肢

法人実効税率を一〇%引き下げるには、五兆円（消費税二%分）の財源が必要である。

ドイツ法人税改革は、課税ベースの拡大策として、営業税（地方税）の損金算入の否認、法人の利子控除の制限、減価償却制度の定率法の廃止、移転価格税制の強化、企業買収規則の厳格化等の税務執行の強化や国内課税基盤の強化による増収を図り、ほぼ税収中立で行つた。もとも、消費税の引き上げ一%分を使って、企業の雇用保険負担を引き下げたことも忘れてはならない。

法人税改革の趣旨としては、実効税率引き下げによるドイツの企業立地上の国際競争力の強化、オランダやアイルランド等の低税率国に移転している所得の取り返しという側面が強調されている。わが国で、法人税の課税ベースの拡大

というと、最大の減収額項目の租税特別措置である研究開発促進税制の廃止が考えられるが、その場合の引き下げ幅は二%弱で、一〇%にははるかに及ばない。しかし、当面二%でも、対外的なメッセージとして引き下げるべきだという考え方もある。その際には、研究開発減税がデフレ経済を脱する過程でわが国経済の国際競争力強化・活性化に大きく役立つていることをどう考えるか、議論が必要だ。この問題は簡単ではないが、消費税財源を使う前には、自らの血を流すことも当然検討しなければならない課題である。

いずれにしても、一連の抜本的税制改革の背景にあるのは、ヒト・モノ・カネが自由に移動する世界の中で、効率的な税制への転換を図ることによつて経済成長を促し、高齢化社会のもとで安定的な社会保障を提供できる国家を維持していくという思想がある。わが国の状況も、アジア諸国との繁栄のもとで、基本的にはドイツと同じ状況にあり、法人実効税率の引き下げを早晚論じる必要が出てくる。その時に備えて以下のようないふべき議論を今からしておく必要があるだろう。

もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。ジャパン・タックス・インスティテュート(<http://www.japantax.jp/>)所長。東京財團シニアフェロー。著書に、「日本が生まれ変わる税制改革」(中公新書)、「日本の税制」(PHP新書)、「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)等。



どのような議論をする必要があるか

第一に、わが国の法人負担の水準の認識について、実効税率水準、社会保険料を加えた比較を行うとともに、現実の多国籍企業の企業行動がどう変化しつつあるのか、十分な分析をする必要がある。わが国に進出する企業のタックスプランニングだけではなく、わが国企業のプランニングの実態も調べる必要がある。

第二に、法人税は誰が負担しているのか、軽減した場合には、どこにどのように効果が及ぶのか国民にわかりやすい議論をする必要がある。最近の企業分配行動を見ると、企業の生み出す付加価値の従業員・役員・株主の三者への配分には大きな変化が見られ、従業員への給与支払いは停滞し労働分配率は低迷している。他方役員給与・賞与の比率は増加し、配当も急進している。この傾向を今後の動向も含め分析することが必要だ。

このような企業行動の変化と法人税率の引き下げはどう関連付けられるのか、法人税減税は配当の増加をもたらすが、

雇用者所得の増加にはつながらないのでないかという問い合わせにも答える必要がある。また、消費税を財源とした法人税減税を行う場合の効果・負担の変化についても議論を尽くす必要がある。

その最重要なことは、企業と個人は決して相対立する関係ではなく、もちつもたれつの関係であるという認識が必要であろう。個人は企業に対して、生産者と消費者という立場だけでなく、労働者・債権者・株主という立場でもあり、個人

は、賃金の増加、利子所得や配当所得の増加等で企業減税の恩恵を受けることも可能である。

第三に、社会保険料負担は企業にとつてコストであり、税負担とともにあわせて考慮する必要がある。さしあたって、〇九年からの基礎年金国庫負担引き上げに伴う企業の負担軽減（国庫負担を増やすと、企業負担も減少する）を企業側としてどう認識するのか。

第四に、地方税としての法人税をどう考えるかという問題も重要である。税制としての問題だけでなく、地方分権と税率移譲の問題、地方と都市間の格差の問

題等をふまえて検討する必要がある。

受益と負担の関係がはつきりせず、税収の不安定性と税源の偏在性という問題を抱える法人二税（法人事業税と法人所得税）の在り方と、地方分権推進の観点からの国から地方への税源移譲、東京一極集中という現象のもとでの都市・地方間の税収格差問題をどうするのか。この問題は、利害関係が複雑なだけに、時間をかけて合意形成する努力が必要だろう。

最後に

法人実効税率の引き下げは、国家を巻き込んだ国際的租税競争の下での選択肢として、さらには、高齢化で貯蓄が減少するという状況の中で税源を国内に残しつつ効率的に活用するという意味で、かなならずや必要となる。そこで、これまで述べてきたような点を含めて、中期的な経済財政運営との整合性、経済主体（個人・法人等）の適切な負担のバランス、地方分権を推進していく中での国と地方の税制の在り方の検討を、消費税率引き上げを伴う抜本的税制改革の中で議論すべきだと考える。